

平成30年度第1回

# 逗子市情報公開運営審議会

平成30年10月10日（水）

逗子市総務部情報政策課

平成30年度第1回逗子市情報公開運営審議会

日 時 平成30年10月10日（水）

午後2時00分～

場 所 逗子市役所4階 議会会議室

議 題

- (1) 平成29年度情報公開制度の運用状況について（報告）
- (2) その他

出 席 委 員（7名）

会 長	関 根 進 悟
副 会 長	神 田 愛 子
委 員	栄 田 美 子
委 員	稲 葉 大 策
委 員	鈴 木 良 太
委 員	島 田 達 巳
委 員	小 沢 弘 子

欠 席 委 員（0名）

事務局等出席者

総 務 部 次 長	梅 津 敏 郎
情 報 政 策 課 長 担 当 課	矢 島 小 百 合
情 報 政 策 課 長 係	内 田 典 久
情 報 政 策 課 務 員 非 常 勤 託	大 槻 花 子

会議の公開・非公開の別 公 開

傍 聴 者 1 名

**配付資料**

1. 平成30年度第1回逗子市情報公開運営審議会次第
2. 逗子市情報公開運営審議会委員名簿（第14期）
3. 資料 平成30年度情報公開制度の運用状況抜粋（不服・相談等申出部分）
4. 資料 情報公開ハンドブック（平成29年10月版）
5. 資料 個人情報保護ハンドブック（平成30年9月改訂版）

**送付済資料**

6. 資料 平成29年度情報公開制度の運用状況

午後 2時00分開会

○**関根会長** 定刻になり、本日は、委員の方全員参加になりましたので、逗子市情報公開運営審議会規則第3条第2項の規定に基づき、半数以上の出席となっておりますので、本年度第1回目の情報公開運営審議会を開催いたします。

それでは、事務局のほうから、配付資料の御説明をお願いいたします。

○**矢島情報政策課担当課長** 資料確認の前に、第1回の審議会の開催時期が遅くなりましたこと、事務局よりおわび申し上げます。

今年度に入りまして、係の職員数が減りまして、また、後ほど御説明のお時間をいただきますけれども、年度当初に情報公開に関しまして不服の申し出が1件、相談等が1件、救済機関である情報公開審査委員が受理をしまして、30日以内にそれぞれ結果が出ております。

また、個人情報保護条例の一部改正について、6月議会で審議いただいたため、その準備等もありまして、言い訳になってしまいますけれども、結果的に事務が遅れまして、当審議会の開催時期が例年より遅くなってしまっております。大変申し訳ありませんでした。

それでは、資料確認をさせていただきます。

(配付資料の確認)

○**関根会長** 皆さん、そろっていますよね。

それでは、会議に入りたいと思います。

まず、議題1の平成29年度の情報公開制度の運用状況について、事務局のほうから御報告をお願いいたします。

○**矢島情報政策課担当課長** それでは、平成29年度の情報公開制度の運用状況ということで、事前に配付しました資料をご覧ください。

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの運用状況について、御説明させていただきます。

こちらは、条例第21条の規定により公表されております。昨年度の第2回審議会において、平成29年度の上半期分、9月末までの状況はお話をさせていただきましたが、10月1日以降のものを中心に全体を御説明させていただきたいと思います。

まず、1の公開請求と決定件数ですが、一番下の合計欄をご覧ください。

①の全部公開が81件、②の一部公開が21件、③の非公開が1件、却下は0件、⑤の不存在が20件、うち会議録というようなもので、その時点では不存在が7件、それ以外の不存在は13件です。それから、⑥の存否応答拒否が1件、⑦の検討中が0件、⑧の取り下げが2件、⑨の延長が7件です。

請求件数の合計は116件ですが、①全部公開から⑧の取り下げまでを合計しますと126件になります。これは、1件の請求に対しまして、複数の決定がなされる場合があるため、請求件数の合計と決定件数の合計が一致しないものです。

⑩のインターネット請求につきましては、内数になりますが、64件でした。

また、⑫の口頭請求が16件ありますが、一度、公開請求があつて、公開決定した情報につきましては、既に公開決定済みであるため、同じ内容の請求については口頭請求ということで処理をしまして、その場で情報が見られるというものです。こちらにつきましては条例第9条に規定されております。この口頭請求の内訳につきましては、22ページから23ページに内容が記載されていますが、後ほど簡単に御説明させていただきます。

ちなみに、28年度の請求件数の合計は87件。うちインターネット請求が20件、口頭請求が24件でしたので、口頭請求も含めた請求件数の計という、計の⑬ですね、平成29年度は132件ですが、平成28年度は111件でしたので、21件上回りました。

それから、2の公開請求の所管別内訳につきましては、経営企画部が12件、総務部が12件、次の2ページに移りまして、市民協働部が12件、福祉部が30件、環境都市部が45件、会計課が0件、消防が1件、議会が2件、教育委員会が1件、選挙管理委員会が1件、監査委員が0件となっておりますが、うち、福祉部の国保健康課が25件、環境都市部の環境都市課が12件、まちづくり景観課が12件、都市整備課が17件と2桁の請求件数となっております。国保健康課は、総合的病院に係る文書が多く請求されております。

それぞれ内容につきましては、3ページから19ページに記載されております。後ほどまた御説明させていただきます。

それから、3の行政不服審査法に基づく審査請求はありませんでした。

それから、4の条例に基づく不服の申し出等の状況につきましては、相談等、

(2) の苦情・相談 1 件ありましたが、取り下げとなっております。

こちらは、相談の内容がふえたため一度取り下げをされまして、改めて平成 30 年度に相談等申出として受理をし、処理がなされております。後ほど御説明させていただきます。

それから、5 番目の同一人による請求件数ということで、上から順に読ませていただきますが、58 件請求した人が 1 人、10 件請求した人が 1 人、8 件請求した人が 1 人、5 件請求した人が 2 人、3 件請求した人が 2 人、2 件請求した人が 3 人、1 件請求した人が 18 人で、実請求者数は 28 人となっております。

6 のインターネット請求者の割合は、実請求者 28 人に対しまして、インターネットの請求の実請求者は 6 人で、比率としては 21% となっております。

それでは、3 ページ以降になりますけれども、公開請求の内容、諾否決定内容等につきまして、10 月 1 日以降のものについて、決定内容が全部公開となったものを除きまして御説明させていただきたいと思います。

3 ページの企画課 76 番は、「平成 29 年度、請求日現在までの市への提案受付簿」ですが、一部公開決定で、個人情報为非公開となっております。

それから、同じく企画課 77 番、「平成 29 年度市への提案、受付番号 56 に係る文書一式」ですね。こちらも一部公開決定で、個人情報为非公開となっております。

同じく企画課 116 番は、「平成 30 年 3 月 6 日及び 13 日の総合的病院に関する打合わせ記録（企画課秘書室保管分）」ですが、こちらは不存在決定がなされ、理由としては、記録を作成及び保管しているものがないためとなっております。

次に、4 ページに移りまして、総務課、一番下です。総務課 91 番、「逗子市が平成 30 年 1 月 15 日に言渡された「慰謝料請求事件（逗子ストーカー事件）」の判決書」ですが、こちらは一部公開決定で、個人情報为非公開となっております。

次に、5 ページに移りまして、職員課 90 番はネット請求ですが、請求件名が質問形式なのでまとめさせていただきますが、2018 年 1 月 15 日の判決に関しての市職員への聴取内容についての請求で、一部公開決定で、個人情報为非公開となっております。

同じページの管財契約課 81 番の請求はネット請求ですが、「総合的病院に係

る以下の文書。平成29年11月16日から12月15日まで」の文書で、「アーデンヒル交差点改良に係る地権者との折衝記録等」ということで、一部公開決定がなされ、個人情報为非公開となっております。

次に、飛びまして、7ページになりますが、文化スポーツ課60番、「逗子文化プラザホールの平成29年度指定管理者候補選定に応募された法人の提案書」で、延長決定後に一部公開決定がなされ、個人情報と法人情報が非公開となっております。

次に、同じページの障がい福祉課108番は、「高齢の視覚障がい者が、選挙の届出前に必要な手続で支援を求めた場合に、障がい福祉課の職員が同行や代筆ができないとする根拠を示す文書（法的根拠を含む）」という請求ですが、該当する文書がないため、不存在決定となっております。こちら後ほど出てきますが、高齢介護課、選挙管理委員会にも同様の請求がなされておりまして、どちらも不存在決定がなされておりまして。

次に、8ページに移りまして、高齢介護課74番、一番上です。74番はネット請求で、「私の叔父、叔母の入所した介護施設名がわかる資料」ということで請求がありましたが、こちらは情報公開条例第8条に基づき、存否応答拒否決定がなされています。理由は、個人情報に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものを公開することになるためです。こちらは、先ほどお配りしました緑のハンドブックの96ページ、97ページに条文、解釈等が記載されております。平成29年度の存否応答拒否の決定はこの1件となります。

同じく高齢介護課110番につきましては、先ほど障がい福祉課に請求がありましたものと同様の請求内容ですが、不存在決定で該当する文書がないためとなっております。

次の9ページ、国保健康課68番につきましては、ネット請求で、「総合的病院に係る以下の文書」で、「庁内における会議録等」が作成中のため、不存在決定がなされましたが、次の10ページの73番で再請求され、全部公開となっております。

10ページの同じく国保健康課89番、こちらはネット請求で、こちらも記録が作成途中であったため、不存在決定がなされておりましたが、次の11ページになりますが、99番で改めて請求をいただき、全部公開となっております。

10ページに戻りますが、国保健康課92番の「猫の去勢手術助成金を廃止した経緯がわかる資料」につきましては、不存在決定となっております。理由は、保存年限が経過し廃棄されており、作成の事実が確認できないためとされております。

同じく国保健康課93番につきましては、ネット請求ですが、不存在決定と全部公開決定がなされました。不存在の理由は記録が作成途中であったため、103番で再請求されまして、全部公開決定となっております。

次の11ページ、国保健康課111番につきましては、ネット請求で「総合的病院誘致に関する文書」ということで全部公開決定がなされていますが、備考欄にありますように、情報公開審査委員に、平成29年度に相談等申出がなされましたが、一度取り下げをしまして、改めて平成30年度の相談等申出として受付処理がなされました。後ほど資料に基づき御説明させていただきます。

同じページ、国保健康課113番の請求につきましては、ネット請求で、「総合的病院に関する音声ファイル等」の請求ですが、不存在決定と全部公開決定となりました。1番の音声ファイルが不存在決定ですが、こちらは録音をした事実がないためという理由となっております。

それから、13ページに移りまして、環境都市課114番につきましては、「平成30年3月6日及び13日の総合的病院に関する打ち合わせ記録（環境都市課作成成分）」として請求がありましたが、不存在決定がなされています。理由は、請求に係る記録をしていないためということで、こちら先ほどの3ページの企画課の116番と関連した請求となっております。

次に、14ページになりますが、まちづくり景観課61番、「まちづくり条例の手続で提出された「事前相談申出書」と「事前協議申請書」の写し（平成29年6月1日～平成29年9月30日届け出分）」としてネット請求がありましたが、延長決定後に一部公開決定がなされています。個人情報为非公開となっております。

同じくまちづくり景観課66番、こちらもネット請求ですが、「新宿5丁目の風致地区内行為許可申請書」の請求ですが、こちらは一部公開決定で、個人情報が非公開となっております。

同じくまちづくり景観課85番、「（仮称）逗子新宿プロジェクトに係る公聴

会会議録（12月8日）」になりますが、延長決定後に一部公開決定がなされ、個人情報为非公開となっております。

次に、15ページになりますが、まちづくり景観課95番の請求につきましては、「ローソン逗子三丁目店（仮称）出店計画に伴う以下の文書メモ」ということで、長いので以下の件名は省略させていただきますが、①から④まで請求がなされています。②のうちの交渉記録、決定記録と④については全部公開となっておりますが、①と②のうちの交渉記録と決定記録以外の部分と、③については不存在の決定がなされています。不存在の理由としましては記載のとおりですが、相談に関しては、特別な事情がない限り、記録等を作成していないためと、そのほかに関しては行った実態がないためとなっております。

同じくまちづくり景観課101番、「平成30年1月30日付で出された逗子市新宿5丁目の開発事業にかかわる事業者からの意見書」については一部公開決定がなされ、個人情報は非公開となっております。

同じく15ページの資源循環課115番、「平成30年3月22日開催、平成29年度逗子市廃棄物減量等推進審議会会議録音データ」につきましては、意思決定過程情報として非公開の決定がなされましたが、備考欄に記載のとおり、平成30年度に入りまして、情報公開審査委員に対し不服等の申し出がなされ、審査の結果、勧告が出ました。それを受けまして、実施機関は原処分を取り消し、全部公開決定としました。先ほどの国保健康課の相談等申出の結果とともに、後ほど資料に基づき御説明いたします。

同じく15ページの環境クリーンセンター86番、ふれあい収集に関する資料の開示につきましては、延長決定がなされ、その後、不存在決定がなされています。

次に、17ページに移りまして、都市整備課69番がネット請求ですが、「総合的病院に係る以下の文書」で、「県警との面談記録等」について一部公開決定がなされ、意思決定過程情報が非公開となっております。

同じく都市整備課、72番がネット請求ですが、総合的病院に係る文書で、「県及びその出先機関との面談記録等」と、「県警との面談記録等」について一部公開決定がなされ、意思決定過程情報が非公開となっております。

同じく都市整備課84番、こちらのほうはネット請求ですが、「総合的病院に

係る文書」で、「庁内における会議録等」と、「県及び出先機関との面談記録等」と、「県警との面談記録等」について一部公開決定がなされ、意思決定過程情報が非公開となっております。

次に、18ページに移りまして、都市整備課94番、こちらは、「ローソン逗子三丁目店（仮称）出店計画に伴う以下の文書メモ」ということで、先ほどのまちづくり景観課95番の請求と同様です。①番から④番まで請求がなされています。都市整備課の決定は、②のうちの交渉記録、決定記録については全部公開、①と②のうちの交渉記録と決定記録以外の部分と、③、④については不存在的決定がなされています。不存在的理由としましては記載のとおりですが、①の打ち合わせについては、記録に残す必要があると考えられる特別な事情がない限り、記録等を作成していないため。そのほかに関しては、行った実態がないためとなっております。

同じページの消防予防課112番は、「消防用設備等点検結果報告書のうち非常電源（自家発電設備）点検票」について請求されたものですが、延長決定後に一部公開決定と不存在的決定がなされています。こちらは対象施設名が44件、別紙で示されておりまして、そのうちの5施設については、様式24、その1、その2、その3の提出がなされていないため不存在的決定、そのほか21施設が対象で、そちらについては、防火管理者、立会者、点検者名の資格番号等の個人情報の一部非公開となっております。

次の19ページ、選挙管理委員会109番につきましては、障がい福祉課、高齢介護課で請求のありましたものと同様の請求ですが、不存在的決定で、該当する文書がないためとなっております。

以上が平成29年度10月1日以降の情報公開請求内容と決定内容、全部公開を除いて御説明させていただきました。

引き続きまして、20ページは平成29年度情報公開運営審議会の開催状況ということで、昨年度の当審議会の開催状況、議題が載っております。

21ページは、情報提供の内訳となりますが、市政情報広場で対応したものの件数となっております。

合計件数は7件で、内容は記載のとおりとなりますが、3番から7番については下半期の対応ですが、7番は当課で情報公開運営審議会の市民委員当落通

知用紙がごらんになりたいという方があり、情報提供で対応したものです。

それから、22ページから23ページは、2ページで御説明しました口頭請求16件の内訳となります。

先ほど御説明させていただきましたとおり、こちらは条例第9条の規定に基づくもので、一度公開請求があつて、公開請求をした情報については既に公開決定済みのため、同じ内容の請求については口頭請求ということで処理をして、その場で情報が見られるというものです。

6番、8番、12番の市道に関する資料は同じ請求内容で、13番、14番が道路査定図で同じ請求内容です。

また、口頭請求が同じ年度に3件以上ありました情報につきましては、請求件数の多かった情報の提供としましてホームページに記載しております。

それから、24ページから26ページにつきましては、平成29年度の会議の事前公表の内訳になりますが、こちら一番後ろの平成29年度会議の公開状況等調べ、A4の表です。31ページから36ページ、この調べのうちのホームページの事前公表回数の内訳が24ページから26ページとなっております。後ほどこちらのA4横の表に基づき、御説明させていただきます。

27ページに戻りまして、御説明いたします。

こちらは平成29年度中の市政情報広場の利用状況等になります。市政情報広場は、市民への行政情報の総合窓口として設置されましたが、途中から庁舎案内も兼ねることになりまして、総合案内として対応しておりますが、3の総合案内につきましては、次の28ページに内訳がありますけれども、かなりの件数となっております。

28ページをご覧になっていただくと、一番下のその他の部分が一番多くありまして、市民向けのコピー機の使い方の案内や、パスポート申請の案内だけでなく、御高齢の方には購入したいものの購入先の相談など、何でも相談窓口のようなイメージでいらっしゃる方も多くあります。こちらは情報公関係の職員が対応した件数となります。主に非常勤職員が対応しております。

それから、29ページは有償刊行物の頒布状況です。こちらの市政情報広場で、こちらの冊子等、有償刊行物を担当しております。平成29年度は、28年度に比べ、収入は下がっております。

それでは、最後になりますけれども、平成29年度会議の公開状況等調べ、A4横の表に基づき御説明させていただきます。

こちらは、情報公開係から各課に年度末に照会をかけまして、平成29年度の会議の公開状況等を取りまとめたものです。会議の公開率、ホームページの事前公表率が色つきで示されております。文字が小さくて見づらい部分がありまして申し訳ありませんが、よろしく願います。

情報公開条例第20条で会議の公開が規定されておまして、運用で会議の事前公表に努めるものとされております。会議の事前公表につきましては、ハンドブック148ページの3、運用（3）に書かれております。重要な施策に関する事項につきましては、会議が開かれる予定であっても、その開催について、当日のホームページの掲載では、市民等が傍聴希望であっても傍聴ができないなど、適宜適切な方法で情報が提供されていないと、知る権利や市政への参加の機会を失うことにもつながります。

会議の事前公表等につきましては、過去にも各課へ通知をしまして、徹底を図ってきたところですが、情報公開係では、毎週金曜日に3週間後までの開催予定の会議について、ホームページ該当ページの更新や、ホームページのイベントカレンダーへの入力に漏れがないか確認するよう、内部の情報システムによりまして注意喚起の通知を行いまして、電話にて会議の予約状況とイベントカレンダーのチェックも行っております。

平成27年末までは、当日電話確認を行いまして、当日ホームページ掲載も事前公表としてカウントしていましたが、平成28年1月からは、会議の1週間前に確認をしまして、1週間前までにホームページにアップされていない場合には、事前公表回数にカウントしておりません。ですので、平成28年度からは、会議のホームページの事前公表率は従前より厳しいカウントとなっております。

通知等により、職員の意識も大分変わっていると思いますけれども、ホームページの事前公表率につきましては、全てが100%となっておりますので、引き続き周知確認等をしていきたいと思っております。

運用状況の報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○関根会長 ただいま議題1の平成29年度情報公開制度運用状況について、事務

局から報告していただきましたが、何か質問とかありますでしょうか。

ちなみに、1人で58件を請求された方は、病院ですか。

○内田情報政策課係長 総合病院の関係の請求の方です。国保健康課のあたりの状況を見ていただくと、似たような件名で、半月刻みぐらいで請求されているケースがこの方です。定期的に総合病院の動きを見ていらっしゃる方です。

○関根会長 栄田さん、何かありますか。

○栄田委員 病院って、本当に建つのかなという。ちょっと騒ぎ出していますよね、今。

○関根会長 そうですね。

○栄田委員 無理なんじゃないかとか。だからこういう件数になっていくのかなというのは思います。

○関根会長 鈴木さん、何かございますか。

実は、私もこの期間に実は3件、情報公開請求をしています。どれとは、差し支えがあるので言えないですが、やはり地域住民の運動に参加することになったので、その中で請求させていただきました。

請求に関しての対応に関しても、すごくよかったと思いますし、こういう形で情報がきちんと公開されることの大切さ、重要性というか、そういったところがすごく担保されたということなんでしょうか。

稲葉さん、何かございますか。

島田さんは何かございますか。

○島田委員 特にありません。

○関根会長 大丈夫ですか。

小沢さんは。

○小沢委員 特に。

○関根会長 神田さんは。

○神田副会長 ございません。

○関根会長 病院を除いて、意外と請求件数が多いなというのが、まちづくり景観課と都市整備課というのが多いなというふうに思っています。このことは、逗子市の、まちづくり条例にかかわるものとし、新宿プロジェクトですとかローソンの件なんかあると思うのですけれども、この辺は恐らく住民の逗子のま

ちづくりに対する意識の高さのあらわれなのかなというふうには思っております。その辺はいかがなんでしょうか。

○矢島情報政策課担当課長 そうなんでしょうね。

○小沢委員 この年度に限らず、毎年度こういう傾向がありますよね。毎年度、やっぱりまちづくり関係は多いですもんね。

○関根会長 そうですね。

逗子市のまちづくり、景観を守るという話になってくると、情報公開というものがないと、なかなか住民にとって動きにくいという面があると思います。そういった意味では、この情報公開というのは非常に役に立っているのかなというふうに改めて思っているところではあります。

じゃ、特にないようなので、次の議題のその他にまいりましょうか。

事務局のほうからお願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 では、事務局から、全部で3項目ありますけれども、1つずつ御報告しまして、その都度ということでよろしいでしょうか。

○関根会長 はい。それでお願いします。

○矢島情報政策課担当課長 それでは1番目に、平成30年度の情報公開制度の運用状況抜粋ということで、きょうお配りしました不服・相談等の申出部分につきまして、情報公開制度に関しまして、今年度、平成30年度に入りまして、不服申し出が1件、相談等の申出が1件、計2件の申出がありましたので、御報告させていただきます。

では、最初に不服第1号から御報告させていただきます。

こちらは資料に記載のとおり、平成29年度の115番で請求を受理した事案です。所管課は資源循環課です。資料に基づき、概要を御報告させていただきます。

不服申出者は、平成30年3月28日付で、実施機関である逗子市長に、「平成30年3月22日開催、平成29年度逗子市廃棄物減量等推進審議会会議録音データ」の情報公開請求をし、これに対し実施機関は、平成30年3月30日付で情報公開拒否決定をしています。

公開拒否決定の理由としましては、逗子市情報公開条例第5条第2項第3号アに該当し、「当該録音データは会議録の作成過程として録音されたものであ

り、校正及び確認作業を経て決裁により公式の会議録が完成することから、当該データを公開することは、未成熟な情報を公開することにより、不正解な理解や誤解を与えるおそれがあり、また自由かつ率直な意見交換等が阻害されることにつながる」としております。

不服申出者は、平成30年4月2日付で逗子市情報公開審査委員に当該審議会が公開の会議であること、録音データは行政文書該当性を有すること、決裁等を公文書性の要件としない逗子市情報公開条例のもとでは録音データ成立と同時に公文書性を獲得することから、条例第5条第2項第3号ア該当を理由とする情報公開拒否決定は不当であると不服申出書を提出されました。

また、聴取の際には、期間経過後の公開のお知らせがなく、空欄になっており、時限公開になるのかどうか不明であり、録音テープが行政文書であるならば、保存期間を定めるべきであり、会議録ができれば廃棄されるという扱いは不当であると申し出されています。

次の情報公開審査委員が出されました調査結果等につきましては、概要として事務局がまとめておりますので、かなり圧縮した内容になっておりますが、実施機関は、当該会議録録音データが条例第5条第2項第3号のアの「調査、研究、検討、審議等の意思決定過程における情報」に該当するとして公開拒否決定を行っているが、条例が「率直な意見交換や意思決定の中立性が著しく損なわれる」ことを要件としていることから、非公開となるのは「公正または適正な意思決定を著しく妨げるもの」に限定されるのであり、安易に非公開の範囲を広げることのないように判断されなければならない。

会議はもともと公開のものであり、録音内容については録音データが公開されたとしても、発言内容についての誤解が生じ、また、率直な意見交換や意思決定の中立性が著しく損なわれると認められるような部分は見当たらず、公開することによって、市民が会議録確定前に会議の内容を知り、市政にかかわることの利益を制限することを正当化できるだけの非公開にすることによる利益を認めることは困難で、実施機関が主張する「公正または適正な意思決定を著しく妨げるもの」であることの具体的な根拠は見当たらない。

したがって、本件情報は条例第5条第2項第3号アの「公開することにより公正または適正な意思決定を著しく妨げる」情報には該当せず、非公開には理

由がないと思料する。

審査委員は、情報公開拒否決定を取り消し、全部公開処分をすべきであるという勧告を実施機関である逗子市長に提出しました。

これを受けまして、平成30年5月11日、所管である資源循環課は、原処分を取り消すとともに、改めて全部公開決定をいたしました。

不服の申出受付は平成30年4月2日で、勧告書の提出日は平成30年4月27日です。こちらにつきましては、今回、概要を資料としましたが、勧告書の写しにつきましては、情報公開系のホームページに概要と一緒に掲載しております。勧告書は11ページにわたっておりますので、この御報告だけでは足りない部分が多いと思いますので、お時間ありましたら、後ほどご覧になっていただければと思います。

また、非公開の理由としましては、条例第5条第2項第3号アが示されていましたが、こちらにつきましては、ハンドブックの75ページから77ページに解釈が載っております。

以上が平成30年度の不服第1号の概要となります。

続けて、相談等に行ってよろしいでしょうか。

○関根会長 はい。

○矢島情報政策課担当課長 続けて、相談等申出第1号について、御報告させていただきます。

こちらは資料に記載のとおり、平成29年度の111番ほかで請求を受理した事案で、総合的病院誘致に関する文書に関するもので、所管課は国保健康課です。

先ほど29年度の運用状況の報告でもお話をさせていただきましたが、29年度末に一度申出を受け付けましたが、相談内容等が増えまして、取り消しをされまして、30年度の相談等申出として、改めてお受けしたものです。

申出の概要としましては、平成30年3月20日に公開された会議概要記載内容が少なく、事案に対する質疑応答の記述が欠落していると思われ、真実を記載しているのか疑義がある。また、法を無視した発言と考えられる記述もある。レコーダーによる録音等記録後、事後再検証できる手段を講ずるべきであった。

葵会が県知事に提出した病院開設許可申請書の写しも市は受け取っておらず、内容を把握していないのは不可解であり、平成30年2月26日に開示された平成

30年1月26日の葬会理事長との面談記録についても、文書作成日が平成30年1月29日であるにもかかわらず、供覧日までの所要日数が異常に長く、内容的にも極めて不自然である。かなりの加除、修正等がなされたのではないかという内容でした。

情報公開審査委員は、平成30年4月12日に申出者から事情を聴取し、4月25日、5月1日に国保健康課職員から事情を聴取し、処理結果について、平成30年5月11日に申出者に通知をしております。

調査結果等の概要は記載のとおりとなりますが、病院開設許可申請書の写しを審査中の段階で保有していないことが不自然であるとまで言うことはできず、市がこれを取得して保有すべきとまでは評価できない。

また、逗子市が作成したスケジュール表を葬会が一部修正を加え、県に対する病院開設許可申請書に添付していたことを市が把握していなかったとしても、文書管理上、特に問題があるとは考えられない。

平成30年1月26日の面談記録については、実施機関の説明に不自然な点は見出せず、事実を記載していないとは評価できない。平成30年3月20日に公開された会議概要書は、記載事項が会議時間に対してわずかであり、それ以外にも申出者が指摘するような何らかの議論があったのではないかとの疑問がなくはないが、実施機関の説明にも特に不合理な点は見当たらず、事実を記載していないとは評価できない。

全ての会議等について、ICレコーダー等によって録音を要請することは困難と考えるという内容です。

こちらの処理結果としましては、実施機関に対し、勧告ないし意見の必要は認められないとされましたが、付言がなされました。

こちら、概要として短く記載しておりますので、付言の全文を読ませてください。

ICレコーダー等で会議等が録音されていれば、より正確な会議録等の策定に資することになり、また、その内容の正確性を担保することになり、結果的に申出者の相談等の申出趣旨、3のような疑念は払拭されることになる。情報公開制度の趣旨からすれば、対象となる情報の正確さが担保されていなければ、その意義は失われてしまうのであるから、対象となる情報の正確さが可及的に

担保されている必要があると考える。

さらに、逗子市に総合的機能を有する病院の誘致を促進する条例（平成14年8月9日逗子市条例第24号）第3条は、総合的病院の誘致に係る条件及び環境への配慮について、市民の意見反映に最大限の努力をしなければならないと規定されているところ、市民が意見反映するためには、その前提となる情報の内容が正確に公開されることが必要不可欠である。そうだとすれば、総合的病院の誘致に関する会議及び打ち合わせ等については、打ち合わせまで録音することは一般化されていないという事情だけで録音の可否を判断するのではなく、従前の経緯、証拠保全の必要性、当該会議等の種類、性格及び重要度、参加者の同意の有無、並びに参加者の人数等の事情を総合的に考慮して、録音をするか否かを検討すべきではないかと考える。

こちらが付言の全文となります。

こちらの相談等申し出の処理結果につきましては、勧告ないし意見はありませんでしたので、結果は先ほどの案の不服の申し出の勧告書と異なりまして、概要のみホームページに載せております。

以上、簡単ですが、平成30年度の不服申出第1号と、相談申出第1号の概要を御説明させていただきました。

○**関根会長** ありがとうございます。

何か御質問とか、不明な点とかありますでしょうか。

○**神田副会長** すみません、些細な質問なんですけれども、1枚目の不服申出に関するところで、処理結果通知が4月27日になっているんですが、この公開決定を行ったのが、翌月の5月11日と、かなり日数がたっているというのが、これはゴールデンウィークを挟んでいるからというようなカレンダーの要素が強いのでしょうか。それとも何かほかに理由がおありなのでしょうか。

○**矢島情報政策課担当課長** カレンダーの要素です。処理結果通知のほうは4月27日なんですけど、実際に勧告が出た場合には、情報公開審査委員の日程を調整しまして、市長に直接勧告書をお渡ししております。それが行われたのが5月7日になっていまして、ゴールデンウィーク明けになっておりまして、そちらを受けまして、実施機関ですね、所管のほうで原処分の取り消しということで、5月11日になってしまった経緯がございます。

○**神田副会長** ありがとうございます。

○**島田委員** ちょっとよろしいですか。

今の不服等申出処理の2件目ですよ。それでICレコーダーに録音するか、しないとか、たまたまこれはしていなかったということですけども、逗子市の場合、先ほどの運用状況で、いろんな会議体があるんですね。こういう会議体について、録音をする、しないについて、何か基準は決められているのでしょうか。

○**矢島情報政策課担当課長** こちらの緑のハンドブックの163ページになりますが、会議録の作成に関する指針というのが平成18年に策定されておりまして、こちらに基づきまして、別表も165ページにあるんですけども、何個かに分かれて。会議録の形態は要点筆記により速やかに会議録の内容を確認し、ということで、3条のところでは会議録の作成について載っています。

反訳・会議録の作成が必要な会議というのが別表になっていますので、こちらに載っている会議につきましては、テープの反訳は必ず起こしていると思います。

163ページの会議録の作成の第3条の2項で、ただし次に掲げるものについては議事概要に加え、反訳、会議録を作成しなければならないということになっていますので、1号から5号までありまして、3項で前項各号の会議は別表に掲げるもの及びこれらに準ずるものということですので、別表に掲げていなくても、これらに準ずるものという会議で、反訳をしている会議はあります。

○**島田委員** ということは、先ほど会議、たくさんありましたよね。会議の公開状況の中で、行政委員会、附属機関、特に地域関係なんか沢山あって。この会議体のおり、今の基準に照らして録音しているかどうかというのは、意思統一されているかどうか、決まっておるわけですか。それとも、それは決まっていなくて、その都度、場合によって、その会議での事務局なり委員会で決めることになりますか。

○**矢島情報政策課担当課長** 先ほどの運用状況の報告のときにありました、会議の公開状況等調べのところで、会議録の作成状況ということが31ページから36ページまででありまして、こちらに、このハンドブックに載っている会議につきましては、3つありますけれども、左側の反訳がなされていると考えている

んですが。

- 島田委員 この会議録の作成状況というところでわかるわけですか。
- 矢島情報政策課担当課長 そうですね。29年度に会議が行われていて、反訳がなされているかどうかというのは、先ほどの31ページから36ページで見ただけであれば、あります。
- 島田委員 概要は、テープをとるまではいかない。テープ等というのは。
- 矢島情報政策課担当課長 そうですね。概要でまとめているものにつきましては、テープで記録はとっていないと。
- 島田委員 それから、何も書いてないのは。
- 矢島情報政策課担当課長 何も書いてないのは、会議が行われていない。
- 島田委員 ああ、そうか。反訳というのは何ですか。
- 内田情報政策課係長 逐語というか、実際の言葉のやりとりまで詳しく訳しているレベルの訳ですね。
- 島田委員 それはテープでの場合ですか。
- 内田情報政策課係長 テープは音声なので、そのままとるかとらないかですね。
- 島田委員 例えばこの委員会の議事録ありますよね。ああいうのが反訳に当たるんですか。
- 内田情報政策課係長 そうですね。反訳ですね。
- 島田委員 そうですか。じゃ、ここの状況で、とられているかわかるということとで理解していいですね。
- 内田情報政策課係長 そうですね。先ほどの指針で、そもそも会議をしたら会議録を作りなさいという大前提がありまして、ただし、別表にあるような重要な会議などについては、先ほどの反訳レベルで作ってくださいということになっています。
- 関根会長 反訳レベルの議事録をつくる場合は、実際テープにとらないとつくれないということですよ。
- 矢島情報政策課担当課長 はい。
- 関根会長 つくらない場合は廃棄するということですね。
- 矢島情報政策課担当課長 必要がないという……。
- 関根会長 要は会議録の作成状況のところで、反訳だけ丸がついている場合は、

テープはとっているけれども、そのテープは捨てるということですよ。

○矢島情報政策課担当課長 保存年限に基づいて廃棄しているということだと思うんですけども。

○関根会長 そうですね。

○小沢委員 捨てなきゃいけないということより、この指針の中で、反訳をするか、議事概要にするか、それとも紙に起こさないでテープ等の記録をそのままとっておけばそれで足りるかという選択肢があるので、その最後のを選びましたという意味なので、恐らく反訳の場合だと、反訳とテープは併存しているのではないかと思うんですけども。

○矢島情報政策課担当課長 テープ等だけで残しているところもありますので。例えば31ページの10番ですと、テープ等だけで反訳では残していない。

○関根会長 テープだけというのは、結構、誤解が生じませんか。

○矢島情報政策課担当課長 わかりづらいですね。全部聞かなきゃいけない。

○関根会長 誤解が生じませんか、逆に。

例えば僕なんかも今、話をしている、会長をやっていますよね。そのときに、少し笑ったような感覚で話したりするわけですよ。でも、フェイス・ツー・フェイスで話しているから、きちんと通じているけれども、テープだけだったら、ふざけた議事運営しているのかと思われませんか。

○小沢委員 いや、そんなことはないです。

○関根会長 市議会だったら、きちんとインターネット中継とかされているじゃないですか。あれは、きちんと表情なんかもわかるから、別に構わないけれども、何かテープだけ公開されるというのは、非常に何か。別に賛成も反対もないんだけど、何か少し気になるころではあるなというふうに毎回毎回思っていて、小沢先生はどっちかという賛成派でしたもんね。

○小沢委員 いえ、テープだけということじゃなくて、大事な会議については反訳とテープがあっただけではないかと。あえて、テープはもう反訳つくったら捨てちゃいましょうとかという必要はないんじゃないかなと思いますけれども。

○鈴木委員 例えばこの申出処理の1ページ目なんですけれども、これは先ほどの資料の32ページの33番ですよ。逗子市廃棄物減量等推進審議会。32ページ

の33番ですが。

○矢島情報政策課担当課長　そうです。

○鈴木委員　これだと反訳を出していれば、テープまで必要かなと思うんですけども、例えば、議事録がもっとスピーディーに出ていけば、こういう請求はなかったんでしょうか。

○矢島情報政策課担当課長　そうですね。

○鈴木委員　状況は変わっていた。

○矢島情報政策課担当課長　できるまでの間にお聞きになりたいということだったとは思いますが、両方あれば、もっとわかりやすいのではないかと思います。御意見もありました。

議事録ができたときに、私たちが校正するんですけども、やっぱり聞いてみないとわからない。ちょっとニュアンスが違うというときもあります。

○関根会長　僕もテープがあったほうが良いと思うな。両方あったほうが良いと思います。

○矢島情報政策課担当課長　そうですね。

○関根会長　例えば会議の中で、個人情報とか出ることってありますよね。テープがそのまま公開されると、個人情報はどうするのですか。

○矢島情報政策課担当課長　それは削除します。

○関根会長　削除。

○矢島情報政策課担当課長　今そういうケースがないので、今回は全部公開で特に問題にはならなかったと。あと、もともと個人情報の運営審議会等ですと、非公開情報を審議する場合がありますので、そのときにはもう完全に非公開ということで、その部分はわかってもらえると思いますけど。技術的にはできるようになっていると思うんですけど、どのくらいできるかというのは、ちょっとまだやったことがないので、わからない部分もあります。

○関根会長　実際このテープがあるのとないのとで、発言者の意見交換って、少し変化があるのですか。

○矢島情報政策課担当課長　会議の内容にもよるんじゃないでしょうか。

○関根会長　活発に議論をされないで、差しさわりのないもので終わってしまい、本来行き着くところに行き着けないみたいな。かえってマイナス効果だという

ことはないのでしょうか。

○矢島情報政策課担当課長 委員さんによっては、やはり発言をしづらいというふうな御意見は、あったことはあります。

○関根会長 それよりも、その前の下打ち合わせのほうが重要なのかな。

○小沢委員 それは会議の性質にもよって、傍聴者がいて、公開で行うと言いにくいのか、傍聴者はいいけれども、録音だと何度も繰り返し聞かれるから嫌なのかとか、いろんな場面はあるんだと思って、それと市民の知りたい、直接生の情報を知りたいということとの兼ね合いかなとは思いますが、そんなに発言しにくいですか。

○関根会長 私は全然気にしないタイプなんですけれども。

○鈴木委員 私はしにくくなりますね。

○関根会長 やっぱそういう方もいらっしゃるのですね。

ちょっとまた課題がある部分ではありそうですね。

ほか特にないですかね。

○小沢委員 2件目の相談等について。これは会議というより、打ち合わせの記録なので、先ほどの会議の公開に関する指針が直接適用にはならないと思うんですけれども、こういう打ち合わせについても、どこまでの詳細な記録を残すのかとか、ICレコーダーとるのかどうかって、これ結構、判断が難しいところだと思うんです。

これは担当の委員さんがいろいろお聞きした上での意見になっていますけれども、このあたりはやっぱり市民の方が、この会議について、どのくらい関心を持ってらっしゃって、どのくらい詳細なことを知りたいのかというニーズにもよるのかなと思うので、この辺は皆さんの、どのくらいのニーズがあるのかという御意見をいただくと、今後、担当課のほうで考える上で参考になるのではないかなと思うんですけれども。

○関根会長 どうでしょうか。

鈴木さん、ありますか。

○鈴木委員 1件目に戻ってもいいですか。

○関根会長 いいですよ。

○鈴木委員 意思決定過程という理由が最初に出ていたかと思うんですが、理由

がぴんとこなかったです。議事録は反訳で出されているのにかかわらず、テープを意思決定過程の理由で拒否するならば、議事録でも一緒かなと思ったんですけども、2件目は確かに意思決定過程だと思いますが。意思の決定過程という定義がなかなか難しいのかなと思うんですが。審議会は結論が出ますから意思決定過程ではないのではないのでしょうか。

○**関根会長** そうですね。

○**鈴木委員** テープだけをはねるには、理由として適当でなかったのかなという感じがするんですけども。

○**関根会長** あと何か文章がわかりにくいんですよ。1回読んで理解できない。はっきり言って。私も仕事で結構、ホームページからこういうものを、情報収集しているのですが、何度読んでもよくわかりませんよ、主語、述語が。このわかりにくい文章は何とかならないものなんですか。弁護士が書いているから、高橋先生とか、前田さんとか。弁護士用語だからしょうがないんですけども、もう少し市民レベルに沿った言葉遣いにしてほしいなというのがあるのですけれども。

○**島田委員** 大体、1センテンスが長過ぎるんですよ。

○**関根会長** そうなんですよ。

○**矢島情報政策課担当課長** 概要がもしかしたら。まとめてありますので、勧告書そのものを見ていただいたほうが。そちらも難しいですけども。概要書はちょっと事務局側で、本当に1ページにまとめさせていただいたので、非常に多くなってしまいますが、それぞれ勧告書につきましては、勧告、それから不服の申出の趣旨ということで11ページにわたっていますので。最後の結論まで。ちょっと今日、おつけしなくて申しわけなかったんですが。

○**関根会長** 例えばこれなんかもそうなんだけれども、毎回毎回やっぱり見て、これね。

○**矢島情報政策課担当課長** すみません。

○**関根会長** 理解できないんです。さっき言った。何遍読んでも。これ一般の市民が読んで、わかりませんよね。

○**神田副会長** 難しいですね。

○**関根会長** そう。

○小沢委員 そうですね。今後、市民の方に、こういう勧告を出しましたというのは、もうちょっとわかりやすくしたほうがいいかもしれませんね。反省を含めて。ちょっとやっぱり正確性にとられるために、何か文言そのまま入っていると、本当にわかりにくいので、今後ちょっと公表用に少しわかりやすくというのを意識したものをつくるような形でしたほうがいいかもしれないと思いました。

次回もし何か不服があると、私が担当なので、そのときにはなるべくわかりやすさと、センテンスを短くするという意識して作成したいと思います。

○関根会長 結局、情報公開係だけの話をしているのではなく、市役所全体の話です。国と国民が直接かかわるって、なかなかうまくないですよ。大体、国と団体か、もしくは企業がやるから、それはもうこういう用語で構わないと思うの。県も比較的それでいいと思うんです。ただ、市というのは、もうすぐその下は市民なんですよ。だから、その市民に対して、わかりにくい文章をどんどんまとめ上げていくというのは、ちょっとどうでしょう。逆に、市が情報公開をしているんだけど、市民からすると、それが理解できないと、情報公開につながらないということになるのではないのでしょうか。

多分この事も国から県におりて、県からまた市におりてきて、その文書をそのまま流用せざるを得ないという部分もあるかもしれないのですが、何か解釈だとか、そういったものをつけられないかとか、工夫があればいいのですが、少なくとも重要な部分だけはね。市民と市側のコミュニケーションがとれない理由はそこにあるのかなという感じはします。

○矢島情報政策課担当課長 今回のこの概要はちょっと事務局のほうで圧縮してしまいましたので、非常にわかりづらくて申し訳なかったと思います。

勧告書につきましては、おつけしなかったんですが、ホームページご覧になれるようでしたら、かなり順を追って書いてありますので、おわかりになるんじゃないかと。きょうおつけすればよかったです。すみませんでした。

○関根会長 この辺はいいにしても、市が制作しているパンフレットとか、そういったものは、やっぱりわかりにくいものもあると思うので、市民にわかりやすい言葉で説明して作成すべきなんじゃないのかなとは、正直思っています。

大丈夫ですか、あとは。

そうしたら、その次。

○矢島情報政策課担当課長 2点目が個人情報保護法ハンドブックの改訂、黄色い今お配りしたものについて、内田係長のほうから説明させていただきます。

○内田情報政策課係長 こちらの黄色の個人情報保護ハンドブックのほうが改訂されましたので、改正されたところを御説明させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

こちらのほうは、ふだん御利用いただいているのが緑色のほうの情報公開ハンドブックなんですけれども、こちら個人情報保護に関するハンドブックになりまして、先月、9月付で改訂されました。

改訂の理由なんですけれども、3年前、27年9月に個人情報保護法の改正がありました。その翌年に行政機関のほうの保有する個人情報保護法についても同じく改正がされまして、両法ともに29年5月に施行されているといった状況です。

内容的には、主に個人情報の定義の明確化と、あと要配慮個人情報という、配慮を要する個人情報の規定に関してというところで大きな変更がございました。

本市におきましても、従前からの個人情報保護条例における考え方を踏襲しつつ、法にあわせて改正しまして、ことし6月の市議会で条例案を提出しまして可決されたという形になっております。

改正に当たっては、本市におきまして、個人情報保護運営審議会があるんですけれども、こちらのほうで昨年、複数回にわたって審議させていただきまして、最終的に諮問をして答申を受けるという形で進めてまいりました。

条例の改正に伴いまして、条例以外の規則ですとか要綱につきましても変更がかなり必要になりまして、このたびハンドブックの改訂に至ったというものです。

全部説明するのは時間的に難しいので、主な改正点のみとさせていただきます。

一番端的に説明できるのはと思ひまして、表紙の裏にパブリックコメント時の参考資料挟み込んでございます。今年6月の市議会で条例改正するに先立ちまして、2月から3月にかけてパブリックコメントという形で市民意見を募集

しております。

こちら見ていただくと、まず1枚目のところで、パブリックコメントしますという御案内、これそのまま抜粋なので、こういう形で1カ月行いました。

1枚めくっていただくと、個人情報保護条例の改正についてという形で、両開きになっているんですが、改正の趣旨につきましては、先ほど申し上げたとおりです。

内容が、主に個人情報保護法関連と、それ以外の、その他制度に関する改正というところになっていまして、主なところでいいますと、保護法関連の改正ということで、大きく4点ほどございました。

まず1番目の改正の内容の(1)のところで、1番がまず個人情報の定義ということで、個人識別符号という言葉が今回出ています。個人識別符号というのは何かというのは、このパブコメの一番最後の注釈にもあるんですけども、いわゆるDNAとか、指紋とか、パスポート番号とか、マイナンバー、そういった対象者ごとに異なるものとなるように付された、いわゆる符号のようなもの。こういったものを総称して個人識別符号という言葉が新たに出てきましたので、法に合わせて、こちらの条文にもその言葉を入れたということです。

それから、要配慮個人情報、これも今までない表現だったんですけども、ちょっとここは説明が難しいというか、ややこしくなっちゃうんですけども、条例の第6条のところで、もともと人種だとか、民族だとか、信条、宗教、そういった個人の社会的身分に関する情報などは、原則配慮を要するという意味合いで取り扱い禁止といったような条項が既にございます。

今回、それとはまた別に、新たに要配慮個人情報という形で国から定義されました。それには、今申し上げた、既に逗子市でも取り扱い制限として項目立てしてある人種、信条、社会的身分等に加えまして、新たに病歴とか、その他不当な不利益を生じないように特に配慮を要する個人情報ということで、新たに項目がふえまして、全部で11項目になったんですけども、そちらのほうを要配慮個人情報という形で新たに定義がされたということです。こちらのほうが、条例のほうに新たに組み込まれたということとなります。

それから、3番目の事業者に関する規定というところは、これは、個人情報保護法の改正によりまして、個人情報を事業に活用する全ての事業者がこの法

は適用されることとなったんですけれども、引き続き条例の規定を逗子市としては維持する方向でといったような内容が記載されております。

具体的には、5,000人以下の個人情報を扱う事業者は今まで法の規制の対象外だったんですけれども、この法の改正によりまして、5,000人以下という表記が撤廃されたんです。なので、5,000人以下しか個人情報を持っていない、例えば自治会とか、同窓会とか、そういった組織も、この保護法の規制のもとに取り組みなければならないということです。

市の条例から見ると、特にここの部分は影響がなかったので、そのまま条例の規定を維持しているということです。

それから、4番目が非識別加工情報ということで、これも新しく出てきた言葉なんですけれども、こちらが、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報のことを言います。最終的に、もともとは個人情報なんだけれども、識別ができないように加工して、社会で活用していこうといったような趣旨が今回の法改正でございました。

ただ、市町村レベルで言いますと、まだこういった個人情報を完全に非識別化して、匿名化して、活用していこうという部分については、まだちょっと技術的に不完全な部分もありまして、現段階では、ここの部分については条例には組み込まないという形で、少し時期が早いかなというところで、今回この非識別加工情報という言葉は、この条例には改正されてはおりません。

国レベルでは、そこそこ動き出しているようなんですけれども、自治体レベルですと、まだまだそういったような感がある制度となっています。

あとは、法改正以外の制度に関する改正事項というのが何点か載っております。

ちょっと前置きが長くなったんですが、これを踏まえて、ハンドブックの必要部分を改訂しております。せっかくなので、一例として紹介しますと、このハンドブックを開いていただいて、1ページ目、個人情報保護条例ということで、情報公開ハンドブックと同じつくりになっているんですけれども、第2条の(3)「個人情報とは」というところがあると思うんですけれども、その一番下の右のところに、個人識別符号という言葉が出ています。これ今までなかった言葉です。

同様に、次の2ページ目の上のほうにいきまして、(4)の要配慮個人情報ですね。

それから、ちょっと説明を割愛させていただいたんですが、次の(5)の保有個人情報という言葉。これも今までなかったんですが、文言の整理をさせていただきました。

次の3ページにいけますと、第6条に少し御説明しました取り扱い制限項目、これはもともと配慮を要する個人情報という形で整理はしていたんですけども、改めてここは取り扱い制限。ただここは、条例そのものは変わっておりません。

第7条で、個人情報事務登録簿ということで、市役所の1階情報公開コーナーで、個人情報事務登録簿といまして、市の事務で、どのような個人情報を収集して使っていますということを、さっと一覧で出せるようにしてありますけれども、そこに新たに要配慮個人情報を記録しているかどうか。これについて項目が1個ふえました。第7条の(8)のところなんですけれども、ここに1つ項目立てがふえたという状況になっております。

ただ、今、要配慮個人情報は現在庁内全課に照会をかけていまして、集計中ですので、実際にどのくらいの件数の要配慮個人情報があるかというのは、まだこれからになってきますけれども、いずれ全て1階の情報公開広場で閲覧できる流れになっています。

その他、改正点は多々あるんですけども、一番主な改正点はおおむね以上のとおりです。

これに沿いまして、その他規則、要綱なども改正されています。

これも情報公開ハンドブックと同じつくりなんですけれども、73ページ以降に先ほど御説明した条例の解釈運用基準が載っております。それぞれの条例の詳しい説明が載っていますので、御参考にいただければと思います。

以上になります。

こちらのハンドブックのほうは初めて渡しますので、お荷物になっちゃうんですけども、今日お持ち帰りいただければと思います。

以上です。

○関根会長 何かご質問とかございますでしょうか。

特にないですか。大丈夫ですか。

○**柴田委員** 古いほうは。

○**内田情報政策課係長** 置いていっていただければ、こちらで回収します。

○**柴田委員** 家庭で普通のごみでもいいんですか。

○**内田情報政策課係長** それでもいいですけども、こちらに置いていっても大丈夫です。前のお持ちでしたら。

○**矢島情報政策課担当課長** 中身的には公表されている内容ですので。特に個人情報とかは入っていないので。難しければ、こちらでお預かりします。

(次回日程調整について)

○**関根会長** ちょっと質問が1個あるんですけども。次長、よろしいですか。

平成29年度のふるさと納税の出と入りって、どういう結果でしたか。

○**梅津総務部次長** 恐らく決算が出ているかと思うんですけど。ホームページに出ていなかったですか。

○**内田情報政策課係長** ホームページには出ていなかったんですけど、ただ、赤字です。

○**梅津総務部次長** ええ、赤は赤なんですけれども。

○**関根会長** 入りが6,000万ぐらいでしたっけ。ちょっと僕もよく覚えてないんですけども。出が億を超えましたか。

それで、目的というのが、前回もお話ししたんですけども、今ここにいられる方って、少なくとも市民委員の方は逗子市民ですよ。逗子市に住んでいて、誇りに思っていますよね。僕は誇りに思っているんですけども。恐らく潜在的な誇りを持っている人というのは非常に多いと思っていて、ただ、結局、ふるさと納税に関しても、出と入りで言うと出のほうが多いと。

これは当然、逗子に名産品がないということの一つの結果だとは思っていて、私も商工会のほうで、逗子ブランドの審査員をやっていて、毎回毎回、逗子ブランドで新しく上がってくる名産物の評価をすることですけども、なかなか、名産物がでてこない。ブランド決定品はふるさと納税の市のホームページに推薦品として載るのでんですけども、苦戦していると思います。そういう状況であると、今、逗子市が緊急財政の緊急宣言か何かを今年度しましたよね。

○**梅津総務部次長** はい。

○関根会長 福祉、それから高齢化、子供、障がい者の助成ですとか、そういったものがかなり切られたという形で、さらにこのふるさと納税で負け越すという形になると、なかなか先が見えてこないなという感じがしていて、前回お話しした、逗子のシビックプライドが重要だという話をしたのは、結局、市民が逗子市のことを誇りに思うということを逗子市がもっと発信し切れていないというのが原因だと思っています、名産品がない以上、自分たちの税金が外に流れるということの重大性というのを気づかせないといけないと思います。

広報紙で、それ1回も書かれていないですよ。例えば、中野区だったか、どこか忘れましたが、杉並だったかな、ふるさと納税に流れることによって、保育園が建てられなくなるのですよとか、いろいろアナウンスしています。ただ、逗子は今のところそれがないですね。

先ほどもお話ししましたが、逗子市に住んでいる市民というのは、ほかの市区町村に比べると、逗子市に住んでいてよかったと思っている人の割合って高いと思います。そこをもう少し活用すべきだと思っています。

そのことと、それから将来、逗子の高齢化率が進み、現在神奈川県でナンバー1の25%かな？このままでいくと、恐らく30%という時代が何年後かに来るのでしょけれども、そういったときに、逗子もこの財政難であると、なかなか市が率先して、市民に対して助けることができない。そうなると、自治体だとか、有志団体によるフォローというか、見守りみたいなことが必要になってきて、そうなってきますと、この近隣住民の関係とかが重要となり、どうしてもシビックプライドというのがあったほうがいいに決まっています、そのことに関して、話し合いたいと思っています。今回このメンバーの任期は、次回の1月ないしは2月が最後になってしまいますので、少なくとも、広報ずしの担当者には、そのことを伝えたいなと思っています。

それ以降に関して、やるか、やらないかということに関しては、来年度以降、2年間の委員が決めればいいことなので、少なくともこの2年間、私たち、この情報公開運営審議会をやってきた中で、何らかの市に対する貢献というか、アナウンスというか、そういうことも残したいなと思っています。できる限り、次長の力をおかりして、広報担当の方、誰でも構わないので来ていただいて、別に文句を言う会議ではないので、どちらかというところ、広報ずしの考えがどう

いったものなのか、目指すもの。そういったことを少し聞いた上で、意見交換をざくばらんにさせてもらって、広報ずしを適切に活用するためのヒントになればと思いますので、話し合いの機会をつくっていただけるとうれしいなというところです。

○梅津総務部次長 わかりました。私のほうからの話としては2点ほど。

まず、緊急財政に関しましては、大分黒字に転換させていただいたと。確かに市民サービスに影響があるそういった事業を停止だったり、中止という判断をしたわけですがけれども、その結果として、財政的には大分よくなってきたと。これが本来あるべき姿、財政的にはそういった部分もあると考えております。

片や、広報紙に関しましては、かなり紙面が限られているということもございまして、御存じだと思っておりますけれども、ホームページのほうで、シビックプライドじゃないんですけれども、シティープロモーションという言葉を使いまして、一つに逗子のまちを紹介する、住んでみてよかったですとか、そういったものを紹介しているコーナーと、それからこれも御存じだと思っておりますけれども、逗子フォトという、過去からの逗子の写真を、役所だけじゃなくて、市民が持っている写真をフォト形式で出しているものがございまして、こういった形でタイムリーにホームページで逗子市を紹介していくと。

当然ふるさと納税につなげるというようなところも努力はしているんですけれども、残念ながらやはり商品の魅力というのがなかなか見出せずに、例えば海でのアクティビティーだったり、そういったところにふるさと納税の寄附をいただく方に、アクティビティーに参加してもらって、納税いただくというような形もいろいろ考えてございますので、今度、広報ずしの担当のほうも、どんな形でシティープロモーションを考えているかということ、ちょっとお話しさせていただければと思っています。

○関根会長 そうですね。シティープロモーションの中で、今やっていることもシティープロモーションの中の一つの戦術だと思うんですよ。ただ、やっぱり戦略がどうもきちんとでき上がってないんじゃないかなという気が正直しています。

あと、ふるさと納税に関して、この場で言う話ではないのかもしれませんが、逗子市のホームページ見て、ほかのまちのものを名産として扱っているじゃな

いですか。結局、1万円のうち3,000円がそこに行っちゃうわけでしょう。逗子市に入ってくるこの3,000円、店がもうかるでしょう。その税金って、逗子市に基本的には入ってこないですよ。本社が逗子にないから。せいぜい固定資産税か何かは運よく入ってくればラッキー程度ぐらいですよ。

そういったことなんかも含めて、これ余り関係ない話なんだけれども、ちょっとやはりもう少し戦略性というか、その辺が必要なのかなというのは正直感じているところです。

あとほかに何かございますでしょうか。

○矢島情報政策課担当課長 3日間で調整をして、ちょっと先なので、企画課のほうの職員が、予定が立つかどうか、ちょっとわからないんですけども。

○内田情報政策課係長 じゃ現段階で、先ほどの3日間で、御都合は。

○稲葉委員 できれば1月中に。

○矢島情報政策課担当課長 1月。

○内田情報政策課係長 できれば1月中が。

○稲葉委員 2月4日ではなくて。個人的な話なんですけど。

○内田情報政策課係長 1月30日の午前か、31日の午前、このどちらかを軸に調整させていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

じゃ、また決まりましたら、早急に御連絡いたします。

○関根会長 じゃ、すみません。ちょっと定刻より20分ぐらい早いですが、これで終了とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後 3時40分閉会